

り、カースト制は祭祀という神聖かつ正規の手続きによって出現したものとして正当化され、精神的基礎となったのである。ウパニシャッドでは、カースト制と結びつく宗教観の基礎がつくられた。業、輪廻の思想がウパニシャッドにおいて初めて明確にあらわれ、これらの思想と深く結びついてカースト制は発展していったのである。だが、ジャイナ教では、バラモンの氏姓カリスマを否認し、カーストに関係なくその行為によって救済されるとし、仏教においてもカースト制は否定された。しかしながらヒンドゥー教では『マヌ法典』を基礎とする死生観が展開され、シュードラはけっして解脱することができない存在であるとした。そして11～13世紀には不可触民カーストが増大していき、上下多数のカーストに対する差別へと展開していったのである。

このようにカースト制は時代や宗教によりその内容を異にしているが、さらに地域による相違もある為、非常に複雑なシステムとなっている。しかしながら族内結婚の厳守、伝統的な職業の世襲、食物に関する禁忌という三つの共通する特質がある。族内結婚や職業の世襲は、浄・不浄、ケガレの観念とも関係のあるもので、食物に関しては特に共食が重要な意味をもっている。共食することは同一のカースト集団に属することを内外に示す象徴的な行為だからである。

ところで、カースト制の階級性の主要原理として考えられるのが浄・不浄の観念である。さらに構造的二項対立として捉えることの批判から出てきたのがケガレ論である。これらの観念は、ヒンドゥー社会をカーストに分割する原理となっているのと同時に、社会を秩序づける原理ともなっている。宗教的、儀礼的な意味をもった上下の身分秩序が、経済的な分業関係を支え、継続させていったのである。そして浄・不浄とケガレの観念は、浄化儀礼という「抜け道」が用意されたことによりいっそう発達し、カースト社会の発展を支える

重要な一因を担ったのである。さらにカースト制、特に村社会においては、職業集団のジャーティとの関係により社会に必要な職業を世襲して維持しており、不浄、ケガレた存在となった者に与えられる罰であるカースト追放により欠如した成員の復帰を可能にした。つまり浄化儀礼は、カースト社会秩序の維持という潜在的機能を持っているのである。以上のようにカースト制は、宗教と深い関係をもつことによって発展し、社会的要因によってより複雑になり、維持されていったのである。

平成11年

◎6月23日

## 改正教育職員免許法の概要及び本学への影響

浪本勝年

### 1 改正教育職員免許法の概要

改正教育職員免許法は、1998年6月10日、法律98号として公布された（施行は、同年7月1日、この改正に至る経過については、別表参照）。

文部省は、この法改正の趣旨について、次のようにいう。

「使命感、得意分野、個性を持ち、いじめ、登校など教育現場の課題に適切に対応できる、力量ある教員の養成を目的として、大学での教員養成カリキュラムを改善するとともに、社会人の活用のための特別非常勤講師及び特別免許状制度を改善する。」

### 2 本学をはじめとする大学等における教員養成への影響

大学等への影響は、何といたっても免許状取得のための最低修得単位数の内容が大きく変わったことである。一言で言えば、教科に関する科目の単

## 98改正教育職員免許法をめぐる動向一覧

1998. 10. 29 浪本勝年作成

年月日	教員改策等の動向一覧
1996. 7. 19	中央教育審議会、「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について（第一次答申）」提出
7. 29	奥田幹生文部大臣、教育職員養成審議会（会長＝蓮見音彦・東京学芸大学長。以下、教養審という。）に「新たな時代に向けた教員養成の改善方策について」諮問（→97. 6. 26, →97. 7. 28）
1997. 5. 10	全国私立大学教職課程研究連絡協議会（以下、全私教協という。）特別総会、「教養審の審議の方向を憂慮する決議」採択（→98. 1. -）
6. 11	文部省教育助成局教職員課、関係機関に「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律の成立について（事務連絡）」を送付（→98. 1. 7）
6. 18	小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律（法律90号、以下介護等体験法という）公布（98. 4. 1施行）
6. 26	教養審カリキュラム等特別委員会（主査＝高倉翔・明海大学教授）、「審議経過報告」公表
7. 28	教養審、「新たな時代に向けた教員養成の改善方策について（第一次答申）」提出（→98. 3. 3）
8. 14	日本教師教育学会、緊急公開研究会「教養審第一次答申をどう読むか」開催（於：立正大学。→97. 11. 17）
11. 3	全私教協等、研究懇話会「教員免許特例法に基づく介護・介助・交流体験のあり方について」開催（於：工学院大学）
11. 17	日本教師教育学会、「教養審第一次答申（7. 28）研究会」開催（於：東京大学、→98. 4. 11）
11. 26	介護等体験法施行規則（省令40号）制定
11. 26	介護等体験法施行規則2条1号から9号に掲げる施設に準ずる施設として文部大臣が認める施設を指定する告示（告示187号）
11. 26	文部事務次官、介護等体験法等の施行について通達（→98. 3. 30）
12. 6	東京地区教育実習研究連絡協議会・全私教協等、シンポジウム「教育実習と介護体験をめぐる諸問題」開催（於：立正大学）
12. 7	全私教協、研究会「21世紀の教員養成を展望する」開催
12. 18	教養審、「介護教諭の養成カリキュラムの在り方について（報告）」を文相に提出
1998. 1. 7	文部省、介護等体験法について私立大学等を対象とした説明会を開催（於：東京・国立教育会館虎ノ門ホール）
1. -	全私教協、「緊急提案・教養審第一次答申の法制化を見合わせ、抜本的再検討を求める」発表
3. 3	閣議、教育職員免許法の一部を改正する法律案を決定し、国会へ提出（内閣提出第86号、参院先議法案）
3. 30	東京都教育委員会、「東京都官・ろう・養護学校介護等体験取扱要領」発表（98. 4. 1施行）
3. 30	東京都社会福祉協議会、「教員免許法の特例としての社会福祉施設における介護等体験事業の実施について」大学等の教員養成機関に送付
3. -	東京都教員養成・選考・研修に関する調査検討委員会、報告書「教員養成・選考・研修等の改善について」作成
4. 9	参院で教免法改正法案の趣旨説明（→4. 17）
4. 11	日本教師教育学会、「4. 11教免法改正法案研究会」開催（於：立正大学）
4. 13	中野光・日本教師教育学会会長、「『教育職員免許法の一部を改正する法律案』について慎重な審議を要する意見書」発表（国会関係者に送付）
4. 14	参院文教・科学委員会で教免法改正法案の参考人意見陳述（奥田泰弘・全私教協事務局長及び高倉翔・教養審委員）
4. 17	参院文教・科学委員会、教免法改正法案を可決・附帯決議 参院本会議、教免法改正法案を可決し、衆院に送付
4. 24	東京都社会福祉協議会、「教員免許法の特例による介護等体験事業関連資料の送付について」大学等の教員養成機関に送付
5. 8	埼玉県社会福祉協議会、「教員免許特例法による社会福祉施設等での介護等体験事業について（通知）」を大学等の教員養成機関に送付
5. 21	文部省教育助成局教職員課、関係機関に「介護等体験法等の施行について（事務連絡）」を送付
5. 22	衆院文教委員会で教免法改正法案の趣旨説明
5. 27	衆院文教委員会で教免法改正法案の質疑及び参考人意見開陳（中野光・中央大学教授、蓮見音彦・教養審会長及び杉田豊・静岡県教育長の3人）
5. 29	衆院文教委員会で教免法改正法案の質疑
6. 3	衆院文教委員会で教免法改正法案を可決・附帯決議
6. 4	衆院本会議で教免法改正法案について採決し可決・成立
6. 10	教育職員免許法の一部を改正する法律公布（法律第98号、7. 1施行）
6. 12	学校教育法等の一部を改正する法律公布（法律第101号、99. 4. 1施行。新設する中等教育学校の教員は、中学校及び高等学校教諭の免許状が必要）
6. 23	教養審大学院等特別委員会、「修士課程を積極的に活用した教員養成の在り方について（中間報告）」公表（→98. 10. 29）
6. 25	教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令公布（文部省令第28号）
6. 27	日本教師教育学会・関東地区私立大学教職課程研究連絡協議会等4団体、「6. 27『介護等体験』に関する研究会」開催（於：立正大学）
7. 7	文部省教職員課、関係機関に「『介護等体験の実施について』について（事務連絡）」を送付（文部省教職員課『介護等体験の実施について（参考資料）』98. 6）
10. 29	教養審、「修士課程を積極的に活用した教員養成の在り方について一現職教員の再教育の推進」（第二次答申）」提出

位数の半減、教職に関する科目の単位数の激増、ということである。

これを、中等学校の教員養成を中心的に行なってきた本学に即してみるならば、次のようになる。

中学校教員免許状取得のための最低修得単位数の変化

教科に関する科目	40単位→20単位
教職に関する科目	19単位→31単位
教科又は教職に関する科目（選択履修枠）	0単位→8単位

高等学校教員免許状取得のための最低修得単位数の変化

教科に関する科目	40単位→20単位
教職に関する科目	19単位→23単位
教科又は教職に関する科目（選択履修枠）	0単位→16単位

### 3 本学における対応

立正大学教職委員会（岩本俊郎委員長）においては、文部省の行なう教職課程の再課程認定への申請（1999年11月30日まで）に備え、2000年度入学の学生から適用される新しいカリキュラム編成を精力的に進めている。

平成11年

◎6月23日

「介護等体験特例法」の実施をめぐって

樋口直宏

小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律（以下、「介護等体験特例法」）は、1997年6月18日に公布され、1998年度入学生より適用されることになった。この法律は、小・中学校の教員免許状の取得

を希望する学生に対して、盲・聾・養護学校および社会福祉施設において、障害者、高齢者等に対する介護、介助、交流等の体験を行わせることを趣旨としている。

「介護等体験特例法」は議員立法であり、特に田中眞紀子衆議院議員が、父である角栄氏の介護の影響をうけて、積極的に働きかけたと言われている。田中氏の構想では、学生が各学校および施設に出向いて体験を行い、証明書を免許状申請時に添付すればよいということであったが、実際には窓口として大学および都道府県の教育委員会と社会福祉協議会があたることになった。そのため、法律公布から施行までの半年余りの間に三者の連絡協議会が開かれ、詳細が決定された。だがその内容は各都道府県ごとに異なり、また教育委員会と社会福祉協議会との間でも異なるものであった。

具体的な手続きとして東京都を例にあげると、実施の前年度に、介護等体験を希望する学生を大学がとりまとめ、教育委員会、社会福祉協議会ごとに申し込みを行う。しかし、受け入れ人数の問題から、首都圏の大学については帰省先で介護等体験を行うことが原則とされているため、東京都以外を出身地とする学生については帰省先の都道府県の要項に従って申し込むことになる。また、東京都の社会福祉施設における介護等体験の場合、2000円×5日分の経費を大学が学生から徴収して、社会福祉協議会に一括して納入する。その他の経費や交通費等も学生の負担である。さらに大学では、学生に対して事前指導を実施することが求められている。

介護等体験の内容としては、1997年11月26日に出された文部事務次官通達によれば、介護、介助のほか、障害者等の話相手、散歩の付添いなどの交流等の体験、あるいは掃除や洗濯といった、障害者等と直接接するわけではないが、受入施設の職員に必要とされる業務の補助など、幅広い体験が想定されている。実施に際しては、内容は各学